

非公式不備通知への対応方法（法人用）

本書は、『救済措置の進捗状況および不備への対応に関するお知らせ』に記載された内容を補足するものです。

お客様のお手元に届いた非公式不備通知において記載されている不備内容の概略、および不備内容への対応方法を本書面に記載いたしますので、引き続き申請手続きをご希望される場合には、当該非公式不備通知および本書をご参照いただき、お客様ご自身にて証明書類等をマドフ救済基金（以下「MVF」）にご郵送いただくようお願いいたします。なお、非公式不備通知の一部において、非公式不備通知に記載された不備内容の訂正および証明書類の提出の期限はMVFによる発送後45日以内が望ましいとの記載があったことが確認されております。

本書面に記載された内容は、本書作成時現在の情報に基づいており、今後、変更される可能性があります。本書に記載された非公式不備通知への対応方法は、MVFによるお客様への救済金の支払いを保証するものでないことをご留意ください。

また、非公式不備通知に記載された英文を和訳した別紙『非公式不備通知の抄訳』も併せてご参照ください。

はじめに

MVFは、原則として、不備を解消するための証明書類は全て英文にて作成され、さらにこれらの証明書類は公的機関による認証を受けることを求めています。公的機関による認証を受けた英文証明書類の入手方法は、対象とする証明書類の種類によって異なっておりますが、基本的に次のような手続きの流れとなります。不備内容ごとに必要とされる証明書類の詳細は、後述の「各不備内容における英文証明書類の入手方法」をご覧ください。

① 証明書類が公的機関により作成されていない場合

日本の公的機関により作成されない文書に対しては、“私文書”の扱いとなり、公証人による『署名認証』が必要となります。したがって、日本語で作成された証明書類を英訳したもの、あるいは、あらかじめ英文にて作成された証明書類をご用意いただき、それに対して、公証役場にて外国文への署名認証を受ける、という流れになります。公証人による署名認証が完了した後は、当該の<英文証明書類の写し>および<認証書面（公証人が署名認証後に作成）の写し>の両方を、後述の方法にてMVFにご郵送ください。

なお、事前に公証役場に予約をし、必要書類が揃っていれば、基本的に、その場で署名認証の手続きは完了します。しかし、私文書の認証を公証役場に申し込む際には必要書類の提出が求められておりますので、事前に最寄りの公証役場まで申込み手続きの詳細をご相談いただくようお願いいたします。また、英文の私文書の署名認証に伴う費用につきましては、私文書の種類によって異なるものの、一般的に1つの文書あたり10,000円以上の費用が発生するとのこと。

署名認証に必要な費用の詳細は、最寄りの公証役場までお問い合わせいただくようお願いいたします。

② 証明書類が公的機関により作成されている場合

日本の公的機関が作成した文書は、“公文書”の扱いとなり、当該文書そのものが公的証明書として機能します。各種証明書類が公文書に該当するか否かは、後述の「**各不備内容における英文証明書の入手方法**」をご参照ください。当該証明書類が公文書に該当する場合、公証人による署名認証は不要であり、当該証明書類の英訳のみが必要となります。この場合、**<証明書類（日本語）の写し>および<証明書類の英訳の写し>**の両方を後述の方法にて MVF にご郵送ください。

もし、日本の公的機関が英文にて作成した証明書類が入手可能な場合は、当該の**<英文証明書類の写し>**のみを MVF にお送りすることになります。公的機関による英文証明書類の作成の有無は、当該の証明書類を作成する公的機関にお問い合わせください。

なお、証明書類の作成、英語への翻訳、MVF への発送に関連する各種お手続きは、お客様ご自身で行っていただくとともに、それらの手続きに伴い発生する費用はお客様ご自身のご負担となりますことをご容赦いただくようお願いいたします。

各不備内容における英文証明書類の入手方法

非公式不備通知によって通知された不備内容は申請者ごとに異なっており、本書作成日現在、弊社にて把握している不備内容は 4 通りあります。不備内容は、お客様のお手元に届いた非公式不備通知の次の箇所に英文にて記載がございますので、お客様ご自身に該当する不備内容をご確認ください。

Deficiencies

The deficiencies that relate to your claim are described in detail below. You may be able to cure these deficiencies. Please review the deficiencies and deficiency descriptions below and supply the requested information and/or documentation to correct these deficiencies. If we identified deficiencies relating to one or more of the transactions reported on the Claim, a Table listing each such transaction and the corresponding deficiency is included below.

Please note that any information you submit in response to this notice is being submitted under penalty of perjury under the laws of the United States of America (and the applicable laws of any other jurisdiction) and you are attesting that the information or documentation submitted to the Madoff Victim Fund in response to this notice, is true, correct and complete to the best of your knowledge.

Deficiency Descriptions

こちらに不備コード (C (2ケタの数字)) および不備内容 (英文) の記載があります。

それぞれの不備内容について、非公式不備通知の記載された不備内容（英文）、不備内容の抄訳、および不備の解消のための必要書類の入手方法を記載いたしますので、こちらをご確認ください。

【ケース① 申請者が口座名義人の代理人である場合】

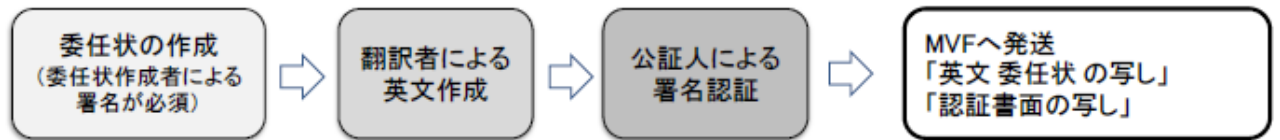
不備 コード	不備内容の名称	不備内容の詳細
C10	Missing Signatory Authorization	Where the Petition Form has been submitted by a custodian or guardian of the claimant, or the claimants is a legal entity (e.g., a charitable organization, university foundation, union, defined benefit plan, estate), MVF requires documentation to show that the person who signed the Form has authority to act on behalf of the claimant. Depending on the type of claimant, written proof of authority may be in the form of court documents appointing a custodian, guarding, executor or administrator, authorizing resolution or other similar documentation. Please provide a copy of such documentation to MVF. Please note that a power of attorney is not adequate to demonstrate that the person who signed the Form has authority to act on behalf of the claimant.
	署名権限付与の不足	申請者の資産保管人または後見人によって申請書が提出されているか、または申請者が法人（公益財団、大学の基金、組合、確定給付型年金制度、遺産財団等）である場合、MVFは、申請書に署名した者が申請者を代理して行為する権限を有していることを示す書類の提出を求めています。申請者の種類によって、書面による権限の証明書は、資産保管人、後見人、遺言執行者もしくは遺言管理人を指名する裁判所文書、権限付与の決議書またはその他同様の書類の形式になることがあります。当該書類の写しをMVFに提供してください。なお、委任状は、申請書の署名者が申請者を代理して行為する権限を有していることを証明するには不十分であることにご注意ください。

申請者とは別に、最終的に利益を享受する個人が存在する可能性が疑われた場合、特に、申請者が他の特定の個人の代理人となる場合や、申請者が法人格である場合に、こちらの不備内容が通知されることがあります。

これらのケースにおいては、**申請者が当該個人を代理して行為する権限を有することを示す<英文委任状の写し>（私文書）**の提出が求められております。

さらに、MVFは、原則として、申請者が他の特定の個人の代理人としてMVFによる救済の対象となることを禁じており、これに該当する申請者が救済金を受領する権利を有するためには、代理人を立てるべき合理的な根拠を、証明書類を介して、MVFに明示する必要があります。不備内容が申請者に伝達された背景、ならびにMVFに提出する証明書の種類は、各申請者により大きく異なっており、代理人を立てるべき合理的な根拠が記載された証明書類を本書にて全て網羅することはできませんが、公文書を代表して**<英文障がい者手帳の写し>（公文書）**、私文書を代表して、**口座名義人が代理人を立てる合理的根拠があることを示す<英文代筆が必要である理由の説明書の写し>（私文書）**の入手方法を挙げさせていただきます。

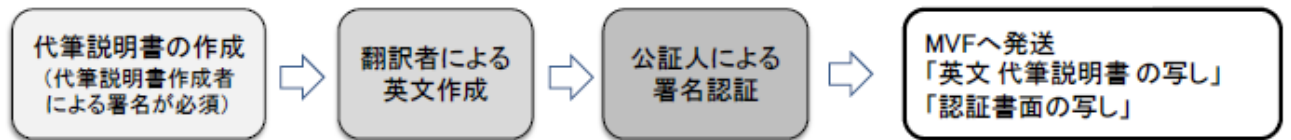
英文 委任状（私文書）の入手方法



英文 障がい者手帳（公文書）の入手方法



英文 代筆が必要である理由の説明書（以下、代筆説明書）（私文書）の入手方法



【ケース② 申請者が法人格を有する場合】

不備コード	不備内容の名称	不備内容の詳細
C21	Uncertain Entity Eligibility – Need Additional Information	<p>The information provided with your Claim is insufficient for MVF to make a recommendation to DOJ as to whether the claimant identified in the Petition Form satisfies MVF's eligibility standards. However based on a review of the Claim and the supporting documentation provided, it appears likely that the named claimant is not eligible to participate in MVF, but individuals who invested through that claimant may be eligible and their individual loss may be compensable by MVF. Under MVF's eligibility standards adopted by DOJ, only the ultimate investor who lost his/her/its own money as a direct result of the Madoff fraud is eligible to be considered for a recovery. Financial intermediary or pooled investment vehicles (e.g. feeder funds, limited partnerships, limited liability companies, personal investment companies, trust companies, life insurance companies, pension plans that are defined contribution plans, corporations) that did not lose their own money are generally ineligible to participate in the MVF.</p> <p>If you believe the entity named in the Petition Form is the appropriate claimant, you should provide a written explanation setting forth the reasons for your conclusion. The fact that the entity may hold "legal" title to the investment assets or entered into a subscription agreement to purchase the Madoff-related investments does not mean that it lost its own money. Likewise, the fact the entity may be authorized to collect assets on behalf of underlying owners or investors, for example, under the terms of a limited partnership agreement or by court order (e.g. liquidators) does not mean that the entity is eligible to participate in the MVF program.</p> <p>Your explanation should include, at a minimum, a description of the entity and its purpose, the source of funds used to make the Madoff-related investments, how profits and losses of the entity are allocated among investors/owners/beneficiaries, and a list identifying all the investors/owners/beneficiaries, including the name address, email address and tax identification number for each. Your written explanation should be accompanied by</p>

	<p>supporting documents, including the entity's formation documents, records showing the Madoff-related investments, the contributions or investments made by each investors/owners/beneficiaries of the entity, and any other information that you believe may assist MVF in determining whether the entity is the appropriate claimant. If you believe that the entity used proprietary or working capital to make the Madoff-related investments, you should provide a certification from the entity's independent accountant stating that the entity did so.</p> <p>In addition, if you believe the filing entity is the appropriate claimant, please be sure to provide evidence that the person who signed the Petition Form has the authority to act on behalf of the entity, if this material was not already provided.</p> <p>If you conclude that the entity is not eligible under the MVF eligibility standards, please notify the underlying investors/owners/beneficiaries that they should submit their own individual claim using Form IND (if they have not already done so), in order to be considered for a recovery from MVF. The Petition Forms are available at the MVF website: www.madoffvictimfund.com. In order to be considered timely filed, refiled claims must reference the Claim ID on this notice.</p>
<p>事業体の適格性が不明であること一必要となる追加情報</p>	<p>貴方の申請書と併せて提供された情報は、申請書で特定される申請者が MVF の適格性基準を満たしているかどうかを MVF が米国司法省に推薦をするには不十分でした。しかし、申請書および提供された附属書類を審査したところ、記載された申請者には MVF への参加資格がないものの、申請者を通じて投資をした個人には参加資格があり、その個人の損失は MVF によって補償できる可能性があります。米国司法省により採用された MVF の適格性基準のもとでは、マドフの詐欺の直接的な結果として自らの金銭を失った最終的投資家のみが補償を受ける資格があります。自らの金銭を失っていない金融仲介業者または合同投資ファンド（フィーダー・ファンド、リミテッド・パートナーシップ、有限責任会社、個人投資会社、信託会社、生命保険会社、確定拠出制度である年金制度、法人等）は、原則として、MVF に参加する資格がありません。</p> <p>貴方が申請書に記載された事業体が適格性を有する申請者と考える場合、その結論の理由を記載した文書を提供しなければなりません。当該事業体が投資資産の法的「所有権」を有していること、またはマドフ関連の投資対象を購入する申込契約を締結していたとしても、そのことは当該事業体が自らの金銭を損失したことになりません。同様に、例えば、リミテッド・パートナーシップ契約の条項または裁判所の命令（清算人等）に基づき、当該事業体が実質所有者または投資家の代理として資産を集める権限を有していても、当該事業体が MVF プログラム参加する資格があることにはなりません。</p> <p>貴方の説明文書には、少なくとも、事業体およびその目的の詳細、マドフ関連の投資に使用された資金の出所、事業体の利益および損失を当該事業体の投資家／所有者／受益者の間で分配する方法、ならびに各投資家／所有者／受益者の氏名、住所、E メールアドレスおよび納税者番号を記載したすべての投資家／所有者／受益者のリストが含まれなければなりません。貴方の説明文書は、事業体の設立文書、マドフ関連の投資を記載した記録、当該事業体の各投資家／所有者／受益者による拠出および投資、ならびに当該事業体が適格性を有する申請者であると MVF が判断するにあたり役立つと思われるその他の情報を含む附属書類が含まれなければなりません。事業体がマドフ関連の投資をするために自己資本または運転資本を使用したと考えられる場合、当該事業体がこれを行ったということを示す当該事業体の独立会計士による証明書を提出する必要があります。</p> <p>更に、申請を行った事業体が適格性を有する申請者であると貴方が考えている場合で、申請書に署名した者が当該事業体を代表して行為する権限を有しているという証明がまだ提出されていない場合、これを必ず提供するようにしてください。</p> <p>事業体が MVF の適格性基準に照らして資格がないという結論に達した場合、実質投資家／所有者／受益者に対して、MVF から補償の検討対象になるために IND 様式を使用して各自申請書を提出しなければならないこと（まだこれを行っていない場合）を通知してください。申請書は MVF のウェブサイト</p>

	(www.madoffvictimfund.com) で入手可能です。適時に申請が行われたことが認められるように、再提出する申請書には本通知の申請 ID を参照してください。
--	---

申請者が法人格である場合に、こちらの不備内容が通知されることがあります。

米国司法省により採用された基準のもとでは、マドフの詐欺の直接的な結果として自らの金銭を失った最終的投資家のみが救済の対象となるため、自らの金銭を失っていない金融仲介業者または合同投資ファンドは、原則として、自身が申請者として救済金を受領する資格がありません。一方、上記以外の法人が、特定の個人の資金ではなく、当該法人自身の自己資本や運転資本を投資資金として、マドフ関連証券に投資を行った場合においては、MVF あるいは米国司法省が当該法人を救済の対象とみなすかどうかは明確にされておられません。

しかしながら、非公式不備通知の記載によれば、法人格の申請者が救済金の受領権を有するには少なくとも次の情報を MVF に英文公的証明書を介して提供することが必要とされております。

- 事業体の設立文書（日本では「登記簿謄本」に相当）
- 事業体およびその目的の詳細
- マドフ関連の投資に使用された資金の出所、
- マドフ関連の投資を記載した記録
- 当該事業体が適格性を有する申請者であると MVF が判断するにあたり役立つと思われるその他の情報を含む附属書類
- 当該事業体の各投資家／所有者／受益者による拠出および投資、
- 事業体の利益および損失を当該事業体の投資家／所有者／受益者の間で分配する方法
- 氏名、住所、E メールアドレスおよび納税者番号を記載したすべての投資家／所有者／受益者のリスト
- 事業体がマドフ関連の投資をするために自己資本または運転資本を使用したと考えられる場合、当該事業体がこれを行ったということを示す当該事業体の独立会計士による証明書
- 申請書に署名した者が当該事業体を代表して行為する権限を有しているという証明

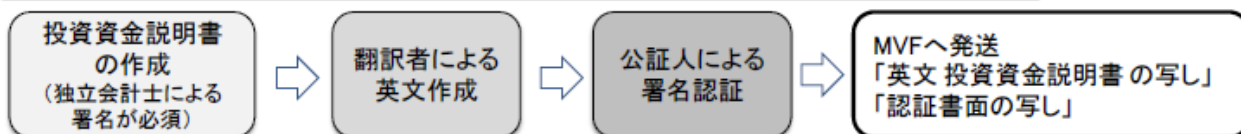
事業体の設立文書につきましては、日本では「登記簿謄本」に該当いたしますので、それを英訳した<英文 登記簿謄本の写し>（公文書）が必要となります。

それ以外の文書につきましては、上記を証明する公文書は存在しないことが予想されるため、上記項目の全てを含まれるよう複数の私文書を作成し、さらにそれらの文書の英訳は公証人に署名認証を受ける必要があります。また、当該法人がマドフ関連投資を行うために自己資本または運転資本を使用したことを証明する<英文 投資資金の出所等の説明書の写し>（私文書）は、独立会計士により作成される必要がございます。

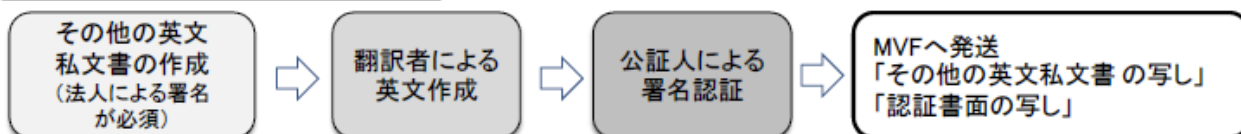
英文 登記簿謄本(公文書) の入手方法



英文 投資資金の出所等の説明書(以下、投資資金説明書)(私文書) の入手方法



その他の英文 私文書 の入手方法



【ケース③ 取引があった事実を示す情報が不足している場合】

不備コード	不備内容の名称	不備内容の詳細
C15	Missing Transaction Data	In order to recover from MVF, you must show that you invested directly or indirectly (through an intermediary or pooled investment vehicle) in Madoff Securities. The Petition Form you submitted did not include a listing of your cash-in/cash-out transaction showing a direct or indirect investment in Madoff Securities. Periodic position statements are not adequate. In order for MVF to further process your Claim, you should complete the transaction table in the Petition Form to show all of your deposit/purchase and withdrawals/sales/redemptions. You must submit documentation to support each transaction listed and documentation showing the account balance for your Madoff-related investment(s) on or around December 11, 2008, when Madoff's fraud collapsed. If you did not invest your money with an entity or individual that held an account at Madoff Securities, you should provide information and documentation showing the path your investment(s) took to Madoff Securities. The Petition Form transaction table is available at: www.madoffvictimfund.com
	取引データの不足	MVF から損失を回復するためには、貴方がマドフ証券に直接または(仲介業者または合同投資ファンドを通して)間接的に投資したことを示さなければなりません。貴方が提出した申請書には、マドフ証券への直接または間接的投資の存在を示す買付/売却取引の一覧表が含まれていませんでした。定期的な保有資産明細では不十分です。MVF が貴方の申請書の処理を進めるためには、貴方の預託/購入および払戻し/売却/買戻しのすべてが分かるように申請書中の取引一覧を完成する必要があります。一覧に記載された各取引を裏付ける書類およびマドフの詐欺が破綻した 2008 年 12 月 11 日およびその前後における貴方のマドフ関連の投資の勘定残高を示す書類を提出しなければなりません。マドフ証券に口座を保有していた事業体または個人に貴方の金銭を投資していなかった場合、貴方の投資がマドフ証券までに辿った経路を示す情報および書類を提供する必要があります。申請書の取引の表は、 www.madoffvictimfund.com で入手可能です。

申請者が提出した申請書に、マドフ証券への直接または間接的に投資したことを示す、取引情報が含まれていない、あるいは、不十分である場合に、こちらの不備内容が通知されることがあります。

対象ファンドの取引情報（残高証明書等）については、対応可能な範囲内で、弊社より MVF に直接情報提供することを検討しておりますので、こちらの不備内容が記載された非公式不備通知をお受け取りの際には、担当の営業員までご連絡ください。

【ケース④ 申請者が口座名義人の相続人である場合】

不備コード	不備内容の名称	不備内容の詳細
C27	Missing Death Certificate and /or Evidence of Rightful Heirs	Please provide a copy of the Death Certificate for the individual who was the original owner of the investment(s). If you have filed the Petition Form as the executor or administrator of an estate, you must provide the name, address, complete contact information and the tax identification number for each beneficiary/heir of the estate. Where the estate is closed, the heirs or beneficiaries should file their own claims with MVF. In this case, you should provide documents showing the percentage of the decedent's assets to which you are entitled.
	死亡証明書および／または正当な相続人であることの証拠の不足	投資の元々の所有者であった個人の死亡証明書の写しを提供してください。貴方が遺産財団の遺言執行者または遺言管理人として申請書を提出した場合、当該遺産財団の各受益者／相続人の氏名、住所、完全な連絡先情報および納税者番号を提供しなければなりません。遺産財団が閉鎖されている場合、相続人または受益者は、MVF に自分自身の申請書を提出すべきです。この場合、故人の資産のうち、貴方が権利を有している資産の割合を示す書類を提供する必要があります。

申請者が口座名義人の相続人である場合に、こちらの不備内容が通知されることがあります。

本書面（非公式不備通知への対応方法（法人用））は、法人のお客様向けに配布された資料になりますので、本書面でのご説明は割愛させていただきます。

【ケース⑤ 上記ケース①～④に該当しない場合】

申請者にお手元に届いた非公式不備通知において、上記ケース①～④に該当する不備コードおよび不備内容が記載されていない場合には、本書作成日現在において弊社が未確認の内容となりますので、担当の営業員までご連絡ください。

証明書類の発送方法

MVF への発送の際には、MVF により要求される各種証明書類に加えて、非公式不備通知に同封された右上にバーコードが記載された紙面（下記参照）の写しも併せてお送りください。さらに、MVF に発送する各種証明書類の各ページには、申請者の方の申請番号をご記入ください。

MADOFF VICTIM FUND P. O. BOX 6310 SYRACUSE, NY 13217-6310	} MVFの所在地を 表記しています。	バーコードの表示
XXXXXX-IDN (6ケタの申請番号)		
申請者の住所		
Please include a copy of this page with any correspondence or supplemental documentation and note claim ID XXXXXX on each additional page.		
(抄訳)MVFに書簡ならびに関連書類の郵送を行う際には、このページの写しを同封して頂き、さらに、各ページに申請番号(6ケタの数字)をご記入ください。		
『非公式不備通知』を受領した申請者の方が、不備内容の解消に向けて、MVFに証明書類等を郵送される際には、当該の非公式不備通知に同封された本ページの原本の写しを併せてご郵送ください。		
また、これらの必要書類の各ページには、各々の申請者に配布された6ケタの申請番号をご記入いただくようお願いいたします。申請番号は非公式不備通知に同封された本ページに記載があります。		
www.Madoffvictimfund.com (866)624-3670	} MVFの電話番号を 表記しています。	

また、MVF に国際郵便を行う際の宛名等の記載方法について、下記をご参照ください。

From 差出人住所氏名 例) Taro Nikko 1-2-X, Marunouchi Chiyoda-ku, Tokyo Japan, 100-XXXX	切手	Madoff Victim Fund P.O. Box 6310 Syracuse, NY 13217-6310
To 受取人住所氏名 (右記のいずれかの宛先をご記入ください。)		あるいは Madoff Victim Fund c/o RCB Fund Services LLC 17 Technology Place, Suite 1 East Syracuse, NY 13057
VIA AIR MAIL		
黒字あるいは青字ではっきりとVIA AIR MAILとご記入ください。		